

環 廃 第 720-3 号  
令和4年3月31日

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会長 様

静岡県くらし・環境部環境局  
廃棄物リサイクル課長

中小企業者等に対する費用負担軽減措置の事業終了準備期間中における  
取扱いについて（周知）

このことについて、令和4年3月29日付け事務連絡により環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室から別添のとおり通知があったので、お知らせします。

事業終了準備期間中における中小企業者等に対する費用負担軽減措置の取扱いは下記のとおりとなりますので、貴会会員への周知について御配慮ください。

#### 記

- 1 PCB特別措置法第2条第5項に規定する保管事業者に該当する中小企業者等が保管する高濃度PCB廃棄物に対しては、その処分費用の44%が助成されます。
- 2 PCB特別措置法第2条第5項に規定する保管事業者に該当しない中小企業者等が保管する高濃度PCB廃棄物に対しては、従来どおり、その収集運搬費用及び漏えい防止費用並びに処分費用の95%が助成されます。

担 当 産業廃棄物班  
電話番号 054-221-2424

事務連絡  
令和4年3月29日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省 環境再生・資源循環局  
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

中小企業者等に対する費用負担軽減措置の  
事業終了準備期間中における取扱いについて（周知）

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

中小企業者等（独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成16年環境省令第11号）第26条第1号及び第2号に規定する者をいう。以下同じ。）については高濃度PCB廃棄物の高額な処理費用に係る費用負担能力が小さいため、その負担軽減を図り、計画的に、確実かつ適正な処理を促進する観点から、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）により、中小企業者等が負担する処理費用を軽減する事業（以下「中小軽減事業」という。）が実施されてきた。中小軽減事業は独立行政法人環境再生保全機構が運営するPCB廃棄物処理基金からの助成金及び国からの国庫補助金（PCB廃棄物処理施設整備事業国庫補助金）を活用して実施されてきたものである。

このうちPCB廃棄物処理基金は、収集運搬費用等に助成の対象を拡大する等、計画的処理完了期限内の処分委託の推進の観点から措置が拡充されてきたものであるため、その趣旨に鑑みると、原則として計画的処理完了期限までに中小軽減事業による費用負担軽減措置に係る申込み手続きを完了した者が保管する高濃度PCB廃棄物に限り、その処理に要する費用（収集運搬費用及び漏えい防止費用を含む。）の助成を行うべきものである。他方で、前述のとおり中小企業者等の費用負担能力に鑑みれば、確実かつ適正な処理を促進する観点からは事業終了準備期間中も何らかの費用負担の軽減に係る措置を講じるべきところ、国からの国庫補助金（PCB廃棄物処理施設整備事業国庫補助金）については、中小企業者等が保管する高濃度PCB廃棄物が従前からその処理を対象としてきた高濃度PCB廃棄物処理事業において処分される限りにおいては、引き続きその処理に要する費用（処分費用に限る。）の軽減措置において活用されることとなった。

これに伴い、JESCOによる中小軽減事業の事業終了準備期間中における取扱いは以下のとおりとなるため、御了知の上、貴管内の高濃度PCB廃棄物を保管する事業者等に周知しつつ、指導及び助言を行う際の参考とされたい。

なお、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第2条第5項の保管事業者に該当しないものの、高

濃度 PCB 廃棄物の処分委託を行おうとする者（一般廃棄物である高濃度 PCB 廃棄物の処分委託を行おうとする市町村を含む。）については、計画的処理完了期限内の処分委託に向けた制度的措置が講じられていないものの、引き続きこれらの者の協力を得ることが高濃度 PCB 廃棄物の処理を促進する観点から重要であることから、従前の例により軽減措置が講じられる。

#### 記

1. 法第 2 条第 5 項に規定する保管事業者に該当する中小企業者等が保管する高濃度 PCB 廃棄物であって、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成 13 年環境省令第 23 号）第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる表の上欄に掲げる高濃度 PCB 廃棄物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる同一の区域において JESCO の各 PCB 処理事業所に処分の委託がされるものに対しては、その処分費用の 100 分の 44 に相当する額を軽減
2. 法第 2 条第 5 項に規定する保管事業者に該当しない中小企業者等が保管する高濃度 PCB 廃棄物に対しては、その収集運搬費用及び漏えい防止費用並びに処分費用の 100 分の 95 に相当する額を軽減

上記に基づき、高濃度 PCB 廃棄物を保管する者及び当該廃棄物に係る費用負担軽減措置に係る申込時期の別に軽減率を整理すると、別紙のとおり。

## 費用負担軽減措置に係る申込時期と軽減率の適用関係について

	費用負担軽減措置に係る申込時期	
	計画的処理完了期限内	事業終了準備期間中
1. 保管事業者に該当する場合		
一 中小、個人事業主	収運費用：70% 処分費用：70%	収運費用：0% 処分費用：44%
二 破産清算中法人等	収運費用：95% 処分費用：95%	収運費用：0% 処分費用：44%
2. 保管事業者に該当しない場合		
三 保管事業者に該当しない者 (一廃安定器は市町村含む。)	収運費用：95% 処分費用：95%	収運費用：95% 処分費用：95%
(参考) その他大手事業者の場合		
中小軽減事業の対象外	収運費用：0% 処分費用：0%	収運費用：0% 処分費用：0%

※1 収運費用とは、収集運搬費用及び漏えい防止費用をいう。

※2 北九州・大阪・豊田事業対象地域内の安定器及び汚染物等については、計画的処理完了期限（令和4年3月末）の到来に先立ち、令和3年12月末で契約受付終了。仮に今後、契約受付が再開した場合は、同期限までに搬入荷姿登録がJESCOに行われ、又は継続保管物調査票（令和3年12月16日付け事務連絡参照。）により当該廃棄物の特定に必要な情報が地方環境事務所に提出されたものに限り、同期限までに費用負担軽減措置に係る申込みを行ったものとみなす予定。

※3 北九州事業対象地域内の変圧器・コンデンサー等については、同事業対象地域において処分の委託が行われないため、表に示す軽減措置の対象外。ただし、処理責任がない者が保管する高濃度PCB廃棄物については、なお従前の例による。